

別添 2

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 基金管理団体 業務方法書（例）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、（法人名称）（以下「基金管理団体（法人名称）」という。）が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 基金管理団体（法人名称）は、本事業の各業務を行うに当たっては、その重要性に鑑み、交付要綱、実施要綱、実施要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第 10 に基づき造成された基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手順にのっとり、本事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）及び都道府県（以下「事業実施主体等」という。以下同じ。）等に対する本事業に係る補助金等の交付事業その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

（事業実施要領の作成）

第 3 条 実施要綱第 4 の 3 の事業の実施に当たり、基金管理団体（法人名称）は、当該事業に係る事業実施要領（以下「資金対策事業実施要領」という。）を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を受けるものとし、資金対策事業実施要領に基づき、事業を実施するものとする。

第 2 章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の実施

（基金管理団体の業務）

第 4 条 基金管理団体（法人名称）が、本事業において実施する業務は、実施要綱別表（第 4 関係）に定められた事業内容ごとに、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助金交付事業」という。）に係る業

務、自ら事業実施主体として実施する事業（以下「事業実施主体事業」という。）に係る業務及び基金管理に係る業務とする。

（補助金交付事業）

第5条 基金管理団体（法人名称）が、畜産クラスター協議会等に対して補助金の交付を行う事業は、実施要綱別表（第4関係）の1の（1）、（3）のア、2の（1）、（2）及び（3）の事業とする。

（事業実施主体事業）

第6条 基金管理団体（法人名称）が、事業実施主体として自ら実施する事業は、実施要綱別表（第4関係）の1の（2）、（3）のイ、2の（4）及び3の事業とする。

第3章 補助金交付事業の実施

（国が承認した事業実施計画の把握）

第7条 基金管理団体（法人名称）は、補助金交付事業について、生産局長又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を生産局長又は地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

（基金管理団体から事業実施主体等への補助金の交付決定）

第8条 基金管理団体（法人名称）は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

- 2 事業実施主体等は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、「消費税法」（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に「地方税法」（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（事業遅延の届出）

第9条 実施要綱第4の1の(1)の事業の実施に当たり、事業実施主体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を基金管理団体（法人名称）に提出し、その指示を受けなければならない。

2 なお、基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等から前項の届出を受けた場合にあっては、管轄する地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて管轄する地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

（事業の実績報告及び補助金の支出等）

第10条 基金管理団体（法人名称）は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受けるものとする。

ただし、地方公共団体に対し補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、翌年度の6月10日までに実績報告書の提出を受けるものとする。

2 基金管理団体（法人名称）は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、都道府県等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、基金管理団体（法人名称）は都道府県等に通知した内容を管轄する地方農政局長等に報告するものとする。

なお、基金管理団体（法人名称）は、都道府県への補助金の支出に当たり、必要に応じて管轄する地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

3 基金管理団体（法人名称）は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分についての補助金の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 第8条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しな

ければならない。

- 6 第8条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書を速やかに基金管理団体に報告するとともに、基金管理団体の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により基金管理団体に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等が、本事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を提出させるものとする。

- 2 基金管理団体（法人名称）は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の支払を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 基金管理団体（法人名称）は、生産局長から事業の中止又は廃止の通知申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体等が、法令、本業務方法書又は法令若しくは本業務方法書に基づく交付決定の条件に違反した場合
 - (2) 事業実施主体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 基金管理団体（法人名称）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 基金管理団体（法人名称）は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算

した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第4項の規定を準用する。
- 5 第10条及び本条により返納された補助金等は、第18条の基金に繰り入れるものとする。

(補助金交付事業に係る基金管理団体の責務)

第13条 基金管理団体（法人名称）は、地方農政局長等が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。また、交付決定及び補助金の支払を行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第4章 事業実施主体事業の実施

(事業実施計画の作成・承認)

第14条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体事業の実施に当たり、実施要領に従い、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

(事業の実施)

第15条 基金管理団体（法人名称）は、前条において承認を受けた事業実施計画に基づき、適切かつ円滑に事業を執行するものとする。

(補助金交付に係る書類の作成・保管)

第16条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体事業の補助金交付に係る書類について、必要に応じて、第8条から第13条までの規定を準用し、作成、保管するものとする。

(事業実施主体事業に係る基金管理団体の責務)

第17条 基金管理団体（法人名称）は、国、都道府県、関係団体と連携し、本事業の趣旨が徹底されるよう、適切に事業を執行しなければならない。また、このために、国、都道府県、関係団体と連携し、積極的な事業の周知に努めなければならない。

第5章 適切な基金の管理

第18条 基金管理団体（法人名称）は、実施要綱第10により造成した基金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

- 2 基金管理団体（法人名称）は、実施要綱別表（第4関係）に定める事業内容の1、2、3の事業メニュー毎に経理を区分して管理するものとする。

- 3 基金管理団体（法人名称）の事務費は、第2項の区分毎に支出するものとする。
- 4 基金管理団体（法人名称）は、基金を本事業の実施要綱及び実施要領に定められた用途以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る支出は、基金から行われなければならない。
- 5 基金管理団体（法人名称）は、第1項の基金から補助金を交付した事業実施主体等ごとに事業の収支を明確にしておかなければならない。
- 6 基金管理団体（法人名称）は、第1項の基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。
- 7 基金管理団体（法人名称）は、前項の管理により果実が生じることとなった場合は、これを基金に繰り入れるものとし、生産局長の承認を得て、管理事務費を含め第4条に掲げる事業に充てることができるものとする。
- 8 基金管理団体（法人名称）は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、生産局長の指示を受けるものとする。また、本事業が終了する前において、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく生産局長の指示を受けるものとする。

第6章 報 告

（事業実施状況の報告）

第19条 基金管理団体（法人名称）は、実施要綱第10の3に定めるところにより、毎年度、生産局長に基金の管理状況を報告しなければならない。

第7章 雑 則

（財産の管理等）

第20条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 前項の取得財産を処分することにより、事業実施主体等に収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第18条第8項に準じて国に納付させることがあるものとする。

（財産の処分の制限）

第21条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じて、本事業により取得した財産を地方農政局長等の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しな

いよう指示しなければならない。

- 2 本事業により取得した財産のうち、前項の規定の対象となるものは、交付要綱第20の1及び2に規定するものとする。
- 3 第1項の財産の処分を制限する期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）に準じることとする。
- 4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

（帳簿の備付け等）

- 第22条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。
- 2 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前項の帳簿に加え、財産管理台帳を整備保管するよう指導するものとする。
 - 3 基金管理団体（法人名称）は、必要に応じて、事業実施主体等に対し、助成金に係る経理内容を調査し、事業実施主体等への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

- 第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、基金管理団体が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。